

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年4月6日（平成28年（行情）諮問第295号）

答申日：平成28年11月25日（平成28年度（行情）答申第545号）

事件名：隊員の意識調査の分析結果について（報告）の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「隊員の意識調査の分析結果について（報告）（衛学企第162号。19.11.29）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、異議申立人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し、平成27年8月3日付け防官文第12125号により防衛大臣が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その一部の取消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

##### （1）異議申立書

原処分のうち、「イラク人道復興支援活動に派遣された隊員が受けた精神的疲労度の標本的な分析・統計に関する情報であり、これを公にすることにより、派遣部隊の精神的疲労による戦闘力の低減具合が推察されるとともに、部隊の人的能力及び戦力回復状況等が明らかとなって、今後の国際貢献活動の妨害を企図する者に派遣部隊への工作の契機を与えることとなり、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する」を不開示理由とする部分（以下「本件不開示部分」という。）について原処分の取消し及び開示を求める。

原処分は、陸上自衛隊の衛生学校が行ったイラク人道復興支援活動に派遣された隊員（以下「イラク派遣隊員」という。）の帰国後のストレス状況調査の結果について、「これを公にすることにより、派遣部隊の精神的疲労による戦闘力の低減具合が推察されるとともに、部隊の人的能力及び戦力回復状況等が明らかとなって、今後の国際貢献活動の妨害を企図する者に派遣部隊への工作の契機を与えることとなり、自衛隊の任務

の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する」として、ほぼ全面的に不開示としている。

しかし、防衛省がこれまでに開示した行政文書の中には、イラク派遣隊員のストレス状況を調査した結果について明らかにしているものもある。たとえば、防衛省が開示している陸上幕僚監部が平成20年5月に作成した「イラク復興支援活動行動史」の第2編の160頁には「メンタルヘルスチェック結果において、7月及び8月の実施結果から全般的に約2割の隊員にストレス傾向がみられた。また、8月の実施結果から、7月実施隊員のうち、ストレス傾向にあると点数上判断された22名の約5割に継続的なストレス傾向がみられた。このため、今後は、一般的に約2割の隊員にはストレス傾向のあることを前提として精神面のフォローが必要である」との記述がある。

本件不開示部分の全面的な不開示決定は、こうした他の行政文書に関する防衛省の開示決定との一貫性がなく、いわゆる「ダブルスタンダード」となっている。イラク派遣隊員の帰国後のストレス状況調査の結果についてほぼ全面的に不開示としている原処分は、どの部分が不開示に該当するのか丁寧かつ抑制的に峻別していない疑いが強く、著しく不当である。

## (2) 意見書

諮問庁は、理由説明書において、本件不開示部分は、単にメンタルヘルスチェック結果における隊員のストレス傾向を示すものではなく、精神的疲労度の標本的な分析・統計に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから不開示にしたのであって、異議申立人が主張するような「ダブルスタンダード」とはなっていないと述べている。

しかしながら、諮問庁が述べているように「精神的疲労度の標本的な分析・統計に関する情報」だとしても、「イラク復興支援活動行動史」で開示しているように、調査した隊員のうち何割が精神的疲労を抱えているといった全体の傾向については開示できるはずである。

また、諮問庁は、開示・不開示の判断にあたっては法5条該当性を慎重に検討し、不開示情報該当性の判断は抑制的に行われていると主張しているが、たとえば2頁目ではイラク派遣隊員の自殺率などの情報も不開示としているが、既にイラク派遣隊員の自殺人数については公表されており、自殺率も算出可能である。こうした情報については、法5条の不開示情報に該当するとは考えにくく、開示するべきである。

## 第3 諮問庁の説明の要旨

### 1 経緯

本件開示請求は「陸上自衛隊衛生学校が作成・保有するイラク復興支援活動派遣隊員のメンタルヘルス／惨事ストレス／自殺に関する文書全て」の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定し、平成27年8月3日付け防官文第12125号により、法9条1項の規定に基づく原処分を行った。

## 2 不開示とした部分及び理由について

原処分において、不開示とした部分及び法5条の該当性については、別表のとおりである。

## 3 異議申立人の主張について

異議申立人は、原処分において法5条3号に該当するとして不開示としたイラク派遣隊員の帰国後のストレス状況の調査結果（本件不開示部分）について、防衛省は過去の開示決定において同様の情報を開示しており、原処分と当該過去事例に一貫性がなく、また、当該情報を全面的に不開示としたことについて、不開示部分を丁寧かつ抑制的に峻別していない疑いが強く著しく不当であると主張する。

しかしながら、異議申立人が例示した「イラク復興支援活動行動史」における記述は、メンタルヘルスチェック結果における隊員のストレス傾向に関する情報であり、これを公にしても、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれはないことから開示したが、原処分において不開示とした部分は、単に傾向を示すものではなく、精神的疲労度の標本的な分析・統計に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから不開示としたのであって、記載されている情報に応じて開示・不開示を判断しており、いわゆる「ダブルスタンダード」とはなっておらず、異議申立人の主張は当たらない。

また、法5条3号に該当するとして不開示とした本件不開示部分については、異議申立人が言うような全面的な不開示ではなく、開示・不開示の判断にあたっては法5条該当性を慎重に検討した結果、当該部分の広範囲にわたって、同条3号該当性が認められたことから、それらの部分を不開示としたが、その他の部分については開示しており、不開示情報該当性の判断は抑制的に行われている。

以上のことから、異議申立人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |             |               |
|-------------|---------------|
| ① 平成28年4月6日 | 諮問の受理         |
| ② 同日        | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月22日     | 審議            |
| ④ 同年5月18日   | 異議申立人から意見書を收受 |

⑤ 同年11月7日

本件対象文書の見分及び審議

⑥ 同月22日

審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、国際平和協力活動等における施策に資するため、平成15年ないし平成18年の間にイラク復興支援活動に従事した陸上自衛隊の派遣隊員に対し、帰国後のストレス状況の調査を実施し、ストレス対処等に関する専門的な分析を実施した結果報告である。

異議申立人は、本件不開示部分の開示を求めており、諮問庁は、本件不開示部分が法5条3号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

### 2 不開示情報該当性について

本件不開示部分には、イラク派遣隊員が受けた精神的疲労度の標本的な分析・統計に関する情報が詳細に記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、派遣隊員の精神的疲労による戦闘力の低減具合、部隊の人的能力及び戦力回復状況等が推察され、自衛隊による国際平和協力活動等を妨害しようという意図を有する相手方が、それらを踏まえた対処行動を採ることが可能となるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

### 3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ及び3号に該当するとして不開示とした決定については、異議申立人が開示すべきとする部分は同条3号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別表

不開示とした部分	不開示とした理由
本文 2 頁ないし 8 頁の一部	イラク人道復興支援活動に派遣された隊員が受けた精神的疲労度の標本的な分析・統計に関する情報であり、これを公にすることにより、派遣部隊の精神的疲労による戦闘力の低減具合が推察されるとともに、部隊の人的能力及び戦力回復状況が明らかとなって、今後の国際貢献活動の妨害を企図する者に派遣部隊への工作の契機を与えることとなり、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全が害されるおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
別冊 3 頁ないし 20 頁の一部	
別冊 2 2 頁ないし 4 7 頁の一部	
別冊 1 頁の「自殺者の概要」の一部	自殺者の概要に関する情報であり、特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
別冊 4 9 頁の「GHQ 30（日本版）」の全て	GHQ 30（日本版）の検査内容に関する情報であり、これを公にすることにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法 5 条 2 号イに該当するため不開示とした。